**簡易な適合確認書（半波長ダイポールアンテナ）**

この簡易な適合確認書は、電波法関係審査基準に基づき求める、人が通常出入りする場所における電波の強度が基準値以下であることを確認した書類として使用できます。

年　　月　　日

○○総合通信局長（注１）

申請（届出）に係る移動しないアマチュア局について、下記のとおり、電波防護のための基準に適合していることを確認しました。

記

**１　申請者（届出者）及び申請（届出）に係るアマチュア局に関する事項**（注２）

|  |  |
| --- | --- |
| ①　氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ |
|  |
| ②　呼出符号 |  |
| ③　免許の番号 |  |

**２　「簡易な適合確認書」の使用に当たっての前提条件の確認**（注３）

**□送信空中線の絶対利得は、半波長ダイポールアンテナの絶対利得（2.14dBi）以下です。**

**□増幅器その他電気的特性を向上させるものは使用していません。**

**□総合通信局長から、申請（届出）に係る無線局の立面図、平面図、空中線指向特性その他の詳細な資料の提出を求められた場合は、速やかにその資料を提出します。**

※この「簡易な適合確認書」は、電波防護のための基準に適合することを簡易的に確認するためのものであり、これ以外の方法でも詳細な計算を行うことにより適合性を確認できることがあります。３に記載のない指定周波数及び空中線電力の組合せについては、この「簡易な適合確認書」は使用できません。

**３　電波防護のための基準への適合確認**（注４）

**□電波の発射源から②の該当する欄に定める距離の範囲内に、取扱者以外の者が容易に出入りすることができないように、塀、柵等により施設をします。**

**□申請（届出）に係るアマチュア局が発射可能な全ての周波数帯について、③の該当する欄が「○」であることを確認しました。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **①申請（届出）に係るアマチュア局の諸元** | | |  | **②電波防護のための基準に適合するための電波の発射源からの距離の目安値**※括弧内は２倍の距離 | | | |  | **③確認結果** |
| 指定周波数 | **発射可能な空中線電力**（注５） | **電波の発射源から一般の人々が通常出入りする場所までの最短距離**（注６） |  | 空中線電力 | | | |  | **①に記載した距離が②の該当する欄に定める距離以上であることの確認**（注７） |
| 10Ｗ以下 | 10Ｗを超え  50Ｗ以下 | 50Ｗを超え  100Ｗ以下 | 100Ｗを超え  200Ｗ以下 |
| 1,910kHz | Ｗ | ｍ |  | 0.2ｍ(0.4ｍ) | 0.4ｍ(0.8ｍ) | 0.6ｍ(1.2ｍ) | 0.8ｍ(1.6ｍ) |  |  |
| 3,537.5kHz | Ｗ | ｍ |  | 0.2ｍ(0.4ｍ) | 0.5ｍ(1.0ｍ) | 0.7ｍ(1.4ｍ) | 0.9ｍ(1.8ｍ) |  |  |
| 3,798kHz | Ｗ | ｍ |  | 0.3ｍ(0.6ｍ) | 0.5ｍ(1.0ｍ) | 0.7ｍ(1.4ｍ) | 1.0ｍ(2.0ｍ) |  |  |
| 4,630kHz | Ｗ | ｍ |  | 0.3ｍ(0.6ｍ) | 0.6ｍ(1.2ｍ) | 0.8ｍ(1.6ｍ) | 1.2ｍ(2.4ｍ) |  |  |
| 7,100kHz | Ｗ | ｍ |  | 0.4ｍ(0.8ｍ) | 0.9ｍ(1.8ｍ) | 1.3ｍ(2.6ｍ) | 1.8ｍ(3.6ｍ) |  |  |
| 10,125kHz | Ｗ | ｍ |  | 0.6ｍ(1.2ｍ) | 1.3ｍ(2.6ｍ) | 1.8ｍ(3.6ｍ) | 2.5ｍ(5.0ｍ) |  |  |
| 14,175kHz | Ｗ | ｍ |  | 0.8ｍ(1.6ｍ) | 1.8ｍ(3.6ｍ) | 2.5ｍ(5.0ｍ) | 3.5ｍ(7.0ｍ) |  |  |
| 18,118kHz | Ｗ | ｍ |  | 1.0ｍ(2.0ｍ) | 2.2ｍ(4.4ｍ) | 3.1ｍ(6.2ｍ) | 4.4ｍ(8.8ｍ) |  |  |
| 21,225kHz | Ｗ | ｍ |  | 1.2ｍ(2.4ｍ) | 2.6ｍ(5.2ｍ) | 3.7ｍ(7.4ｍ) | 5.2ｍ(10.4ｍ) |  |  |
| 24,940kHz | Ｗ | ｍ |  | 1.4ｍ(2.8ｍ) | 3.1ｍ(6.2ｍ) | 4.3ｍ(8.6ｍ) | 6.1ｍ(12.2ｍ) |  |  |
| 28.85MHz | Ｗ | ｍ |  | 1.7ｍ(3.4ｍ) | 3.6ｍ(7.2ｍ) | 5.1ｍ(10.2ｍ) | 7.2ｍ(14.4ｍ) |  |  |
| 52MHz | Ｗ | ｍ |  | 1.7ｍ(3.4ｍ) | 3.7ｍ(7.4ｍ) | 5.2ｍ(10.4ｍ) | 7.3ｍ(14.6ｍ) |  |  |
| 145MHz | Ｗ | ｍ |  | 1.3ｍ(2.6ｍ) | 2.9ｍ(5.8ｍ) |  |  |  |  |
| 435MHz | Ｗ | ｍ |  | 1.1ｍ(2.2ｍ) | 2.5ｍ(5.0ｍ) |  |  |  |  |
| 1,280MHz | Ｗ | ｍ |  | 0.7ｍ(1.4ｍ) |  |  |  |  |  |

**④付近に強い反射を生じさせるおそれがあるもの（ビル、鉄塔、金属物体等の構造物）の有無**（注８）

**□有**　（※有の場合は、②の該当する欄の括弧内の値により確認を行うこと。）

**□無**

注１　所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　１の欄は、次によること。

(1)　②の欄は、申請（届出）に係るアマチュア局に指定されている呼出符号を記載すること。

(2)　③の欄は、申請（届出）に係るアマチュア局の免許の番号を記載すること。

　３　「簡易な適合確認書」の使用に当たり、該当する□にレ印を付けること。なお、送信空中線の絶対利得が2.14dBiを超える場合は、この確認書は使用できない。

　４　電波防護のための基準への適合確認について、該当する□にレ印を付けること。

　５　周波数帯ごとに、申請（届出）に係るアマチュア局を構成する各送信機から発射可能な空中線電力のうち最大のものの値を記載すること。

　６　周波数帯ごとに、電波の発射源から一般の人々が通常出入りする場所までの最短距離※を記載すること。

※例えば、敷地境界に塀、柵等がある自宅に送信空中線を設置する場合であれば、その塀、柵等と送信空中線との最短距離。給電点や構造上の中心点からの距離ではなく、空中線の素子の最近接箇所からの距離とする。

　７　３①に記載した値と３②の各欄の該当する値を比較し、３①の最短距離が３②の距離（目安値）以上の場合は、○印を付けること。

　８　該当する□にレ印を付けること。付近にビル、鉄塔、金属物体等の構造物が存在し強い反射を生じさせるおそれがある場合は、３②の各欄に定める距離の２倍（括弧内の数値）が目安値となる。

※この「簡易な適合確認書」は、電波法関係審査基準に基づき求める、人が通常出入りする場所における電波の強度が基準値以下であることを確認した書類（無線設備から発射する電波の強度が施行規則別表第２号の３の３に定める値を超える場所に人が容易に出入りすることができないように施設されていることが確認できる書類）として使用できます。